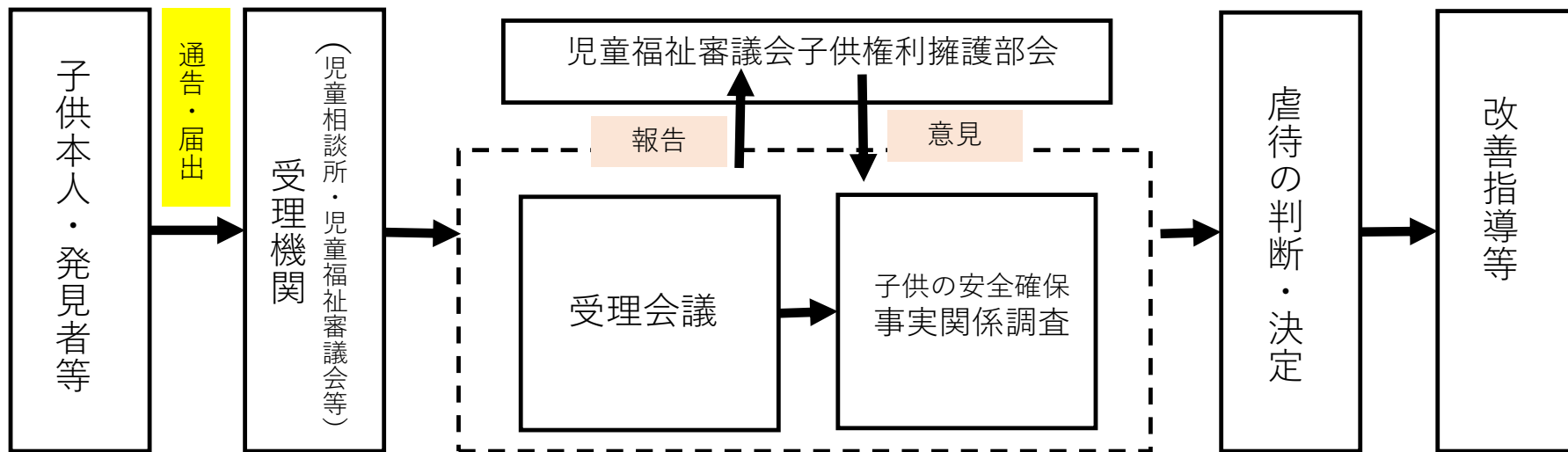


【1】被措置児童等虐待対応とは

- 被措置児童等虐待とは、「施設職員等」が「被措置児童等」に行う「虐待行為」。
- 都は、被措置児童等虐待が疑われる通告を受けた場合には、子供の安全確保、事実関係の調査、施設等への指導等必要な措置を講じることとされている（児童福祉法第33条の14）。



【2】現状

- 近年、被措置児童等虐待の対応件数が大幅に増加。施設からの事故報告や、児童相談所からの通告により事案を認知・受理するケースが多い。
- 令和2年度に虐待該当と判断された事案の関係者54人のうち、22人（40.7%）が経験年数5年目までの職員である。一方、年齢分布そのものは、必ずしも年齢の若い者に偏らない。
- 経験年数の短い職員や年齢の若い職員と、経験年数が長い職員や年齢の比較的高い職員では、虐待行為の態様等に相違がみられる。
- 事案の内容により、苦情箱への投書に対して適切に対応する体制に見直すべきことや第三者委員が子供たちの生活に入る機会を設けるべきことについて、施設に対し改善指導を行っている。

【3】課題

- 児童養護施設の職員の確保と定着に課題があり、経験の浅い施設職員が多様な課題を抱える子供の支援にあたらざるを得ない状況において発生している。
- 一方、事案発生 of 要因は経験の浅さや専門性の不足だけではなく、背景に、職員の権利擁護意識の不十分さがあるとみられる。
- 苦情箱の運用、第三者委員の機能をさらに活性化する必要がある。